

議第34号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例の制定について

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京都市長 門川大作

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を改正する条例

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、利用料金を徴収しない。

- (1) 午後11時から翌日の午前6時までの間にタクシー待機場に旅客自動車を入場させた者
- (2) 午前6時から午後6時までの間に貸切バス乗降場等に入場させた旅客自動車を、旅客を乗車させずに10分以内に退場させた者
- (3) 午後6時から翌日の午前6時までの間に貸切バス乗降場等に入場させた旅客自動車を10分以内に退場させた者

別表第3 京都駅八条口貸切バス乗降場の項を次のように改める。

京都駅八条口貸切バス乗降場	午前6時から午後6時までに入場	20分までごとに2,030円
	午後6時から翌日の午前6時までに入場	20分までごとに1,010円
	午前6時から午後6時までに入場	20分までごとに2,030円

京都駅八条口貸切バス臨時降車場	午後6時から翌日の 午前6時までに入場	20分までごとに 1,010円
-----------------	------------------------	--------------------

別表第3備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金について適用し、同日前に入場させる貸切バスの京都駅八条口貸切バス臨時降車場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場において新たに利用料金の上限額を定める等の必要があるので提案する。